



鳥取県公報

平成14年 6月25日(火)
第 7 3 9 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則(70) (環境政策課)	2
告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (349) (県民活動推進課)	3
	青少年に有害な図書類の指定 (350) (＃)	4
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (351) (経済交流課)	5
	種畜証明書の交付 (352) (畜産課)	7
	土地改良区の役員の就退任 (353) (耕地課)	11
	土地改良区の定款の変更の認可 (354) (＃)	11
	土地改良法による換地計画の決定 (2件) (355・356) (＃)	11
	保安林の指定の解除予定 (4件) (357～360) (森林保全課)	12
	県営土地改良事業計画の変更 (361) (道路課)	13
	公有水面埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (2件) (362・363) (空港港湾課)	14
教委告示	臨時教育委員会の招集 (14) (総務福利課)	16

—公布された規則のあらまし—

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則

1 趣旨 (第1条関係)

この規則は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の施行に関し必要な事項を定めることとした。

2 廃業等の届出 (第2条関係)

第一種フロン類回収業者等の廃業等に係る届出書の様式を定めることとした。

3 身分を示す証明書 (第3条関係)

第一種フロン類回収業者等に対して行う立入検査に係る身分を示す証明書の様式を定めることとした。

4 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成14年 6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第70号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(廃業等の届出)

第2条 法第15条第1項（法第28条及び第33条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第1号による届出書を提出してしなければならない。

(身分を示す証明書)

第3条 法第71条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第2号によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

- 第一種フロン類回収業
- 第二種特定製品引取業 廃業等届出書
- 第二種フロン類回収業

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

(法人にあつては、所在地)

届出者

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

第一種フロン類回収業

第二種特定製品引取業

第二種フロン類回収業

の廃業等をしたので、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関

第15条第1項

する法律 第28条において準用する同法第15条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

第33条第1項において準用する同法第15条第1項

廃業等をした事業者	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあつては、所在地）	
	登録番号	第 号
	登録年月日	年 月 日
廃業等をした事業者と届出者との関係	相続人 法人の役員 破産管財人 清算人 本人	
	死亡 法人の合併による消滅	

廃業等の内容	法人の破産による解散 法人の合併及び破産以外の理由による解散 廃業
廃業等の年月日	年 月 日

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「第一種フロン類回収業」、「第二種特定製品引取業」及び「第二種フロン類回収業」の別、届出の根拠並びに「廃業等をした事業者と届出書との関係」及び「廃業等の内容」の欄については、該当するものを○で囲むこと。

様式第2号（第3条関係）

(表)

			第	号
身 分 証 明 書				
			職 名	
			氏 名	
			生年月日	年 月 日
年 月 日発行				
			職 氏 名	印

(裏)

この証明書を携帯する者は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第71条第1項の規定により立入検査を行う職員です。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
第71条第1項

主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、第一種フロン類回収業者、第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者、自動車製造業者等又はフロン類破壊業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の回収の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

備考 用紙の大きさは、横8センチメートル、縦6センチメートルとする。

告 示

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成14年8月11日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成14年6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成14年6月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウェルネススクール

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

光浪 房夫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市服部15 - 3

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、人々にスポーツを通じて人間として生き抜く力と、心豊かな人間性を育むこと、その為に必要と思われる環境づくりに務め、もって広く地域の公益の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第350号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成14年6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発行記号等	表示された発行所名
6895	雑誌その他の 刊行物	パソコンパラダイス 7月号	雑誌 07483 - 07	株式会社 メディアックス
6896	"	ホイップ 7月号	雑誌 08169 - 7	株式会社コアマガジ ン
6897	"	ストリート・シュガー 7月号	雑誌 04167 - 07	(株)サン出版
6898	"	Bejean 6	雑誌 17645 - 6	英知出版
6899	"	うるるッ！ホイップ6月号増刊	雑誌 08170 - 6	株式会社コアマガジ ン
6900	"	Chuッ 6月号	雑誌 06235 - 6	ワニマガジン社
6901	"	Chuッ スペシャル6月号増刊 チラッ！	雑誌 16152 - 6	"

6902	"	レディースコミック・タブー 7月号	雑誌 19673 - 7	三和出版株式会社
6903	"	レディース・コミック微熱 7月号	雑誌 09663 - 7	セブン新社
6904	"	YOUNG Hip 7月号	雑誌 08877 - 7	株式会社ワニマガジン社
6905	"	IPPON VOL. 5	雑誌 13878 - 06	"
6906	"	COMIC コスプレッソ 6 / 29号	雑誌 21356 - 6 / 29	株式会社双葉社
6907	"	キャンディータイム 6月号	雑誌 12911 - 6	富士美出版株式会社
6908	"	少女革命 7月号	雑誌 14755 - 7	株式会社一水社

鳥取県告示第351号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成14年6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンピア

倉吉市大正町二丁目61 - 2

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時30分から午後8時30分まで

変更後 午前8時30分から午後10時まで

3 変更年月日

平成14年6月11日

4 届出年月日

平成14年6月5日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(ア) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社倉吉サンピア 代表取締役 篠倉 容

倉吉市大正町二丁目61 - 2

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ダイエー 代表取締役 高木 邦夫 神戸市中央区港島中町四丁目1 - 1
有限会社カーフットショップ大田 代表取締役 大田 孝志 倉吉市上井362 - 4
株式会社キタムラ 代表取締役 北村 正志 大阪市中央区本町2 - 6 - 8
有限会社シャルムからさわや 代表取締役 唐澤 貞夫 倉吉市巖城797
中塩 友一 東伯郡三朝町大字大瀬898 - 4
エステール株式会社 代表取締役 丸山 明 東京都新宿区西新宿3 - 20 - 2
株式会社さが美 代表取締役 石田 善一 横浜市港南区下永谷6 - 2 - 11
有限会社シューズ・ウチムラ 代表取締役 内村正巳 米子市角盤町1 - 168
有限会社ワタナベ 代表取締役 渡辺秀夫 倉吉市大正町2
有限会社TOM 代表取締役 谷 達道 米子市博労町4 - 156
株式会社ビッグ 代表取締役 平木 和子 倉吉市南昭和町86
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条町大字吉行1 - 60

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,336㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 460台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 140台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 460.58㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 111.2㎡

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 出口1か所 入口1か所 出入口1か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成14年6月25日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部県民局

倉吉市葵町722

倉吉市産業部商工観光課

9 意見書の提出

倉吉市の区域内に居住する者、倉吉市において事業活動を行う者、倉吉市の区域をその地区とする商工会議所その他の倉吉市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第352号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報を受けたので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成14年6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

種畜証明書番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	血 統		級別	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
平14 鳥取県1 第1号	B 918	雑種	平成12年 10月4日	岩手県 気仙郡 住田町	0057BAE	1016BPZ	級外	西伯郡西伯町 有限会社山水園
平14 鳥取県1 第2号	B 912	"	平成12年 10月5日	"	"	0825BNZ	"	"
平14 鳥取県1 第3号	B 914	"	"	"	"	"	"	"
平14 鳥取県1 第4号	B 965	"	平成12年 11月3日	"	1182BAB	1166AOZ	"	"
平14 鳥取県1 第5号	B 974	"	平成12年 11月9日	"	1189BAB	0414ANZ	"	"
平14 鳥取県1 第6号	B 977	"	"	"	"	"	"	"
平14 鳥取県1 第7号	B 979	"	"	"	"	"	"	"
平14 鳥取県1 第8号	B 980	"	"	"	"	"	"	"
平14 鳥取県1 第9号	O R 902	"	平成13年 1月12日	"	0093BAB	0955ANZ	"	"
平14 鳥取県1 第10号	O R 903	"	"	"	"	"	"	"
平14 鳥取県1 第11号	O R 905	"	"	"	"	"	"	"
平14 鳥取県1 第12号	O R 916	"	"	"	0273ABB	0934APZ	"	"
平14 鳥取県1 第13号	O R 915	"	平成13年 1月13日	"	0093BAB	0065APZ	"	"
平14 鳥取県1 第14号	O R 909	"	平成13年 1月14日	"	"	0545AOZ	"	"
平14 鳥取県1 第15号	O R 830	"	平成13年 3月1日	"	0640IBC	1153BOZ	"	"
平14 鳥取県1 第16号	O R 808	"	平成13年 3月2日	"	0093BAB	0982ARZ	"	"

平14 鳥取県1 第17号	O R 929	"	"	"	"	"	"	"
平14 鳥取県1 第18号	O R 931	"	"	"	"	"	"	"
平14 鳥取県1 第19号	虹之国	黒毛和種	平成11年 9月16日	東伯郡 赤碕町	北国7の8	なぎにし540	2級	東伯郡赤碕町 独立行政法人家畜改良 センター鳥取牧場
平14 鳥取県1 第20号	波姫	"	平成12年 3月18日	"	第2波茂	はるひめ	"	"
平14 鳥取県1 第21号	桶千代1215	"	平成12年 8月2日	"	勝美	ちよぎく3	"	"
平14 鳥取県1 第22号	福坂1217	"	平成12年 8月3日	"	福栄	つるよ	"	"
平14 鳥取県1 第23号	平岩1232	"	平成12年 9月6日	"	平茂勝	がくきた508	"	"
平14 鳥取県1 第24号	福冨1233	"	平成12年 9月10日	"	福栄	みつふく2	"	"
平14 鳥取県1 第25号	雲秀1234	"	平成12年 9月12日	"	第7安福	ふじ	"	"
平14 鳥取県1 第26号	優植1237	"	平成12年 9月25日	"	茂勝	まくほし453	"	"
平14 鳥取県1 第27号	波横1240	"	平成12年 9月28日	"	茂糸波	つえきた515	1級	"
平14 鳥取県1 第28号	美塵1245	"	平成12年 9月30日	"	美津福	ちかこ	2級	"
平14 鳥取県1 第29号	波直1246	"	平成13年 1月1日	"	第2波茂	やよみ	"	"
平14 鳥取県1 第30号	舞忠1304	"	平成13年 2月24日	"	茂波	たださと	"	"
平14 鳥取県1 第31号	舞姫1307	"	平成13年 2月28日	"	"	ひめさかえ	"	"
平14 鳥取県1 第32号	桶久1309	"	平成13年 3月9日	"	勝美	もりひさ	"	"
平14 鳥取県1 第33号	氏梅1310	"	"	"	第20平茂	ちえこ	"	"
平14 鳥取県1 第34号	優横1314	"	平成13年 3月16日	"	茂勝	つえきた515	"	"
平14 鳥取県1 第35号	時拡1324	"	平成13年 4月1日	"	糸秀	ふくひめ10	"	"
平14 鳥取県1 第36号	昌武1326	"	平成13年 4月3日	"	安平	おんたけ8の 14	"	"
平14 鳥取県1 第37号	昌武1330	"	平成13年 4月9日	"	"	"	"	"
平14 鳥取県1 第38号	昭横1335	"	平成13年 4月13日	"	茂重桜	つえきた515	"	"
平14 鳥取県1 第39号	波咲1336	"	平成13年 4月16日	"	第2波茂	さとひめ	"	"
平14 鳥取県1 第40号	平宛1339	"	平成13年 4月22日	"	平茂勝	ただふく	1級	"

平14 鳥取県1 第41号	高森	"	昭和63年 5月18日	八頭郡 船岡町	富士森	第2きたひら しげ	"	東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
平14 鳥取県1 第42号	智頭平茂	"	平成4年 7月20日	八頭郡 智頭町	東平茂	ちづたまふく	"	"
平14 鳥取県1 第43号	糸新鶴	"	平成4年 12月6日	西伯郡 岸本町	糸北鶴	いとしん	"	"
平14 鳥取県1 第44号	吉美土井	"	平成7年 3月11日	兵庫県 美方郡 村岡町	第2安鶴土井	よしみ	2級	"
平14 鳥取県1 第45号	峯勝	"	平成8年 9月21日	鹿児島県 薩摩郡 薩摩町	平茂勝	ふじよし1	1級	"
平14 鳥取県1 第46号	福安鶴	"	平成9年 3月7日	東伯郡 赤碓町	安福165の9	2いとにしま つ1	"	"
平14 鳥取県1 第47号	第1系茂勝	"	平成10年 1月14日	"	平茂勝	58まさこのこ	"	"
平14 鳥取県1 第48号	第2系茂勝	"	平成10年 2月13日	"	"	いとふじ8	"	"
平14 鳥取県1 第49号	第4系茂勝	"	平成10年 5月17日	八頭郡 智頭町	"	第5ひらざく ら	"	"
平14 鳥取県1 第50号	糸高森	"	平成10年 8月6日	"	高森	ちづたにいと	"	"
平14 鳥取県1 第51号	富士茂勝	"	平成10年 8月8日	西伯郡 西伯町	平茂勝	ふじもと2の 3	"	"
平14 鳥取県1 第52号	国平茂勝	"	平成11年 4月2日	八頭郡 智頭町	"	たにひろしげ 3	"	"
平14 鳥取県1 第53号	第2富士茂勝	"	平成11年 5月20日	日野郡 日野町	"	ふじしげ	"	"
平14 鳥取県1 第54号	鶴平茂	"	平成11年 8月19日	西伯郡 淀江町	智頭平茂	もりきく6	"	"
平14 鳥取県1 第55号	金茂波	"	平成11年 11月13日	鳥取市	茂波	かねみ	"	"
平14 鳥取県1 第56号	第7茂勝	"	平成12年 1月6日	西伯郡 西伯町	平茂勝	ひめざくら	"	"
平14 鳥取県1 第57号	森桜	"	平成12年 4月7日	東伯郡 赤碓町	高森	ことふじ7の 3	"	"
平14 鳥取県1 第58号	坂智頭	"	平成12年 4月10日	倉吉市	智頭平茂	ゆきひめ	"	"
平14 鳥取県1 第59号	智頭平4-4	"	平成12年 4月13日	八頭郡 智頭町	"	おかもと4の 4	"	"
平14 鳥取県1 第60号	勝平茂	"	平成12年 5月14日	日野郡 溝口町	茂勝	第31ひろさか え	"	"
平14 鳥取県1 第61号	重福栄	"	平成12年 11月1日	鳥取市	茂重波	はるみ	2級	"
平14 鳥取県1 第62号	茂波3	"	平成12年 12月15日	"	"	やえこ3	"	"
平14 鳥取県1 第63号	金平勝	"	平成12年 12月17日	"	平茂勝	かねこ5の2	1級	"
平14 鳥取県1 第64号	安重福	"	平成13年 2月1日	"	安福165の9	いとやすつる	"	"

平14 鳥取県1 第65号	花平茂	"	平成13年 2月2日	日野郡 日南町	智頭平茂	はな	"	"
平14 鳥取県1 第66号	宮晴桜	"	平成13年 3月25日	鳥取市	茂重桜	みやはる3の 7	2級	"
平14 鳥取県1 第67号	万桜8	"	平成13年 4月5日	日野郡 溝口町	忠福	ばんざくら2	1級	"
平14 鳥取県1 第68号	福内波	"	平成13年 4月9日	鳥取市	徳重波	きくよし8	2級	"
平14 鳥取県1 第69号	トットリ エル 99 - 707	ランドレ ース種	平成11年 10月12日	西伯郡 西伯町	トットリ エ ル 96 - 677	トットリ エ ル 97 - 354	"	西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場
平14 鳥取県1 第70号	トットリ エル 99 - 791	"	平成11年 11月5日	"	トットリ エ ル 98 - 575	トットリ エ ル 98 - 056	"	"
平14 鳥取県1 第71号	トットリ エル 00 - 158	"	平成12年 3月21日	"	トットリ エ ル 98 - 567	トットリ エ ル 98 - 400	"	"
平14 鳥取県1 第72号	99087 アワヨーク ハ ヤチネ 1301 - 8105 - 1 - 8	大ヨーク シャー種	平成11年 8月12日	"	アワヨーク ニクシ 9 - 13 - 1	8105アワハヤ チネ 4203 - 5058 - 6 - 7	"	"
平14 鳥取県1 第73号	ナガラヨーク 2000 - 7 - 10318	"	平成9年 4月20日	岐阜県美 濃加茂市	ナガラヨーク 97 - 1 - 10181	ナガラヨーク 96 - 6 - 20609	"	"
平14 鳥取県1 第74号	9014 サクラ 6680 - 4882 - 11 - 1	デュロツ ク種	平成11年 1月8日	西伯郡 西伯町	サクラ 203 ナ ガノ 96 - 680	サクラ 202ア ール マーラ シ マネ 96 - 680	"	"
平14 鳥取県1 第75号	9278 サクラ 6680 - 6657 - 6 - 10	"	平成11年 10月21日	"	"	サクラ 203 ナ ガノ 96 - 657	"	"
平14 鳥取県1 第76号	250 サクラ 8620 - 6657 - 8 - 8	"	平成12年 8月28日	"	サクラ 203 ナ ガノ 98 - 620	"	"	"
平14 鳥取県1 第77号	サクラ 201 アイ チ 00 - 170298	"	平成12年 11月21日	愛知県 岡崎市	サクラ 201 ア キ 99 - 615 - 943	サクラ 201 ア イチ 98 - 170134	"	"
平14 鳥取県1 第78号	004 サクラ 203 8620 - 8282 - 3 - 1	"	平成13年 1月9日	西伯郡 西伯町	サクラ 203 ナ ガノ 98 - 620	8282 サクラ 203 6680 - 6675 - 4 - 10	"	"
平14 鳥取県1 第79号	山平	黒毛和種	平成12年 11月7日	"	智頭平茂	やまつか2	1級	日野郡日南町 高平清孝
平14 鳥取県1 第80号	智頭鶴	"	平成13年 2月9日	倉吉市	"	第12やまもと	"	倉吉市 宍戸博志
平14 鳥取県1 第81号	糸鶴平茂	"	平成13年 5月10日	東伯郡 関金町	智頭平茂	第6いとふじ つる	"	倉吉市 宍戸行正
平14 鳥取県1 第82号	関清水10	"	平成13年 5月27日	"	"	すなお5	"	倉吉市 山口 収
平14 鳥取県1 第83号	幸春	"	昭和62年 2月13日	兵庫県 美方郡 村岡町	安谷土井	さちこ	2級	八頭郡河原町 谷口達雄
平14 鳥取県1 第84号	福王	"	平成10年 9月5日	八頭郡 河原町	糸晴	ちづたまふく	"	"
平14 鳥取県1 第85号	晃福	"	平成12年 3月1日	兵庫県 美方郡 村岡町	照長土井	ふくこ6	"	"
平14 鳥取県1 第86号	安広	"	平成13年 2月6日	福島県 双葉郡 葛尾村	安糸	めぐひめ	"	"
平14 鳥取県1 第87号	第12平桜	"	平成13年 3月27日	八頭郡 智頭町	高森	第5平桜	1級	八頭郡若桜町 津村嘉一

平14 鳥取県 1 第88号	照崎土井	〃	平成11年 6月12日	西伯郡 中山町	照長土井	さちこ	2級	鳥取市南栄町 鳥取県畜産農業協同組 合
----------------------	------	---	----------------	------------	------	-----	----	---------------------------

鳥取県告示第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり福井土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年 6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 福 本 勝 允 鳥取市福井355
 " 吉 田 義 輝 鳥取市福井386
 " 佐々木 政 顕 鳥取市福井144
 " 小 谷 俊 行 鳥取市福井224
 " 山 本 義 弘 鳥取市福井103 - 1
 " 福 本 順 治 鳥取市福井106 - 2
 監 事 井 上 眞之助 鳥取市福井364
 " 寺 嶋 覚 鳥取市福井358

平成14年 3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 前 田 守 正 鳥取市福井257
 " 石 上 康 弘 鳥取市福井150
 " 小 谷 俊 行 鳥取市福井224
 " 麻 木 茂 鳥取市三津357
 " 井 上 範 行 鳥取市福井244 - 7
 " 福 本 順 治 鳥取市福井106 - 2
 監 事 寺 嶋 覚 鳥取市福井358
 " 福 井 秀 明 鳥取市福井374

平成14年 4月 1日就任 任期 4年

鳥取県告示第354号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定に基づき、江府町土地改良区の定款の変更を平成14年 6月20日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成14年 6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第355号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る中北条地区（第 3 工区）の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年 6月26日から20日間

3 縦覧に供する場所

北条町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第356号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る上庄地区（第3工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年 6月26日から20日間

3 縦覧に供する場所

東伯町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第357号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年 6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市細見字墓谷672の3、672の6、672の4、672の5

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

鳥取県告示第358号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年 6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市福富字倉屋453の11、453の12
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第359号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年 6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡用瀬町大字江波字水尾ヶ谷1011の7
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第359号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年 6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字市瀬字篠ヶ川2495の15
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため

鳥取県告示第361号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営広域営農団

地農道整備事業東伯中央地区農道整備)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年6月26日から20日間

3 縦覧に供する場所

倉吉市役所、関金町役場、大栄町役場、東伯町役場及び赤碕町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第362号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定より告示する。

平成14年6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 しゅん功認可を受けた者の名称及び代表者の氏名

鳥取県

鳥取県知事 片 山 善 博

2 埋立ての免許の年月日及び番号

平成12年1月4日 鳥取県指令漁港第172号

3 しゅん功認可の年月日

平成14年6月18日

4 埋立区域

(1) 位置

東伯郡泊村大字泊字船据場1571 - 48、1572 - 1 及び1573 - 3 地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から9の地点までを順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 東伯郡泊村大字石脇字甲亀山1212に所在する甲亀山3等三角点(北緯35度31分3秒、東経133度56分44秒)から81度42分30秒、553.50メートルの地点

2の地点 1の地点から29度4分26秒、39.49メートルの地点

3の地点 2の地点から352度15分54秒、29.02メートルの地点

4の地点 3の地点から324度58分58秒、41.49メートルの地点

5の地点 4の地点から53度12分8秒、5.93メートルの地点

6の地点 5の地点から143度25分37秒、3.86メートルの地点

7の地点 6の地点から144度52分9秒、37.17メートルの地点

8の地点 7の地点から172度21分40秒、34.15メートルの地点

9の地点 8の地点から209度3分31秒、41.01メートルの地点

(3) 面積

617.66平方メートル

5 関係図書の閲覧場所

泊村役場

鳥取県告示第363号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定より告示する。

平成14年6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 しゅん功認可を受けた者の名称及び代表者の氏名

鳥取県

鳥取県知事 片 山 善 博

2 埋立ての免許の年月日及び番号

平成11年9月2日 鳥取県指令第62号

3 しゅん功認可の年月日

平成14年6月20日

4 埋立区域

(1) 位置

岩美郡岩美町大字大羽尾字岩城谷451 - 8 並びに字鷲山452及び453に接する国有地の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から14の地点までを順次に直線で結んだ線及び14の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 東漁港北防波堤灯標（北緯35度36分22秒、東経134度20分50秒）から234度10分00秒、150.70メートルの地点

2の地点 1の地点から351度58分59秒、30.00メートルの地点

3の地点 2の地点から261度58分56秒、100.00メートルの地点

4の地点 3の地点から351度58分59秒、30.00メートルの地点

5の地点 4の地点から261度58分52秒、37.26メートルの地点

6の地点 5の地点から170度49分52秒、10.43メートルの地点

7の地点 6の地点から96度45分26秒、4.66メートルの地点

8の地点 7の地点から144度37分39秒、2.82メートルの地点

9の地点 8の地点から205度9分58秒、2.27メートルの地点

10の地点 9の地点から257度8分54秒、3.48メートルの地点

11の地点 10の地点から169度30分5秒、16.62メートルの地点

12の地点 11の地点から213度25分15秒、3.75メートルの地点

13の地点 12の地点から125度10分20秒、5.10メートルの地点

14の地点 13の地点から165度31分50秒、20.50メートルの地点

(3) 面積

5,090.87平方メートル

5 関係図書の閲覧場所

岩美町役場

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第14号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成14年 6月25日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

- 1 日時 平成14年 6月26日 (水) 午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 教育委員会事務局職員の人事について
 - (2) その他